

平成 20 年 11 月 28 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号
ラ サ ー ル ジ ャ パ ン 投 資 法 人
代表者名 執行役員 田 中 政 行
(コード番号：8974)

資産運用会社名
ラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山 中 智
問合せ先
取締役経営企画部長 横 山 真 人
(TEL. 03-3595-6700)

(訂正) 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成 20 年 10 月 30 日付にて公表しました「規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ」に誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。

なお、訂正事項には二重下線を付して表示しております。

記

1. 別紙 1 ページ冒頭記載部分

【訂正前】

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成 20 年 12 月 18 日（木曜日）午後 6 時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

【訂正後】

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成 20 年 12 月 18 日（木曜日）までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

2. 1 ページ及び別紙 2 ページ 規約変更理由部分

【訂正前】

変更理由は、以下の通りです。

①～③（記載省略）

④その他、字句の修正、表現の明確化、統一等を行うものです。

【訂正後】

変更理由は、以下の通りです。

①～③（現行通り）

④関係法令の変更を受け、運用方針の基本方針の範囲内で本投資法人の資産運用に必要又は有益と認められる資産への投資を可能とするため、資産運用の対象とする特定資産の種類について変更を行うものです。

⑤その他、字句の修正、表現の明確化、統一等を行うものです。

3. 第1号議案 規約一部変更の件 (2)変更の内容
別紙2 ページ 第5条 (発行可能投資口総口数)

【訂正前】

| 現行規約 | 変更案 |
|---|---|
| 2.本投資法人は、前項に規定する <u>投資口の総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、投資口の追加発行ができるものとする。この場合において、投資口の発行価額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額として役員会で承認を得た価額とする。</u> | 2.本投資法人は、前項に規定する <u>発行可能投資口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会で承認を得た金額とする。</u> |

【訂正後】

| 現行規約 | 変更案 |
|---|---|
| 2.本投資法人は、前項に規定する <u>投資口の総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、投資口の追加発行ができるものとする。この場合において、投資口の発行価額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額として役員会で承認を得た価額とする。</u> | 2.本投資法人は、前項に規定する <u>発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会で承認を得た金額とする。</u> |

別紙5 ページ 第28条 (金銭の分配)

【訂正前】

| 現行規約 | 変更案 |
|---|---|
| (1)投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、一般に公正妥当と認められる企業会計の <u>基準</u> に従って計算される利益とする。 | (1)投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、 <u>わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って計算される利益（貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下同じ。）上の純資産から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。以下同じ。）とする。</u> |

【訂正後】

| 現行規約 | 変更案 |
|---|---|
| (1)投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、一般に公正妥当と認められる企業会計の <u>基準</u> に従って計算される利益とする。 | (1)投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、 <u>わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って計算される利益（貸借対照表（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下同じ。）上の純資産から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。以下同じ。）とする。</u> |

4. 別紙9 ページ 第2号議案 執行役員1名選任の件 候補者略歴

【訂正前】

| 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|------------------------------------|---|
| やま なか さとる 山 中 智 (昭和29年2月13日) | 昭和53年4月 住友生命保険相互会社 入社 |
| | 昭和62年7月 スミトモライフリアルティ(ニューヨーク) 副社長 ロサンゼルス支店長 |
| | 平成6年4月 住友生命保険相互会社 不動産部長代理 |
| | 平成9年10月 同社 個人ローン部(本社) 個人ローン課長 |
| | 平成12年4月 同社 不動産部上席部長代理 |
| | 平成13年5月 日本ビルファンドマネジメント株式会社出向 |
| | 平成13年6月 <u>日本ビルファンドマネジメント株式会社</u> 取締役運営本部長 |
| | 平成17年4月 住友生命保険相互会社 不動産部担当部長 |
| | 平成18年1月 株式会社ニューシティコーポレーション 執行役員上席副社長 |
| | 平成20年9月 ラサール インベストメント マネージメント株式会社入社 REIT 企画室 ディレクター |
| | 平成20年10月 ラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社出向 代表取締役社長(現任) |

【訂正後】

| 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|------------------------------------|---|
| やま なか さとる 山 中 智 (昭和29年2月13日) | 昭和53年4月 住友生命保険相互会社 入社 |
| | 昭和62年7月 スミトモライフリアルティ(ニューヨーク) 副社長 ロサンゼルス支店長 |
| | 平成6年4月 住友生命保険相互会社 不動産部長代理 |
| | 平成9年10月 同社 個人ローン部(本社) 個人ローン課長 |
| | 平成12年4月 同社 不動産部上席部長代理 |
| | 平成13年5月 日本ビルファンドマネジメント株式会社出向 |
| | 平成13年6月 <u>同社</u> 取締役運営本部長 <u>就任</u> |
| | 平成17年4月 住友生命保険相互会社 不動産部担当部長 |
| | 平成18年1月 株式会社ニューシティコーポレーション 執行役員上席副社長 <u>就任</u> |
| | 平成20年9月 ラサール インベストメント マネージメント株式会社入社 REIT 企画室 ディレクター |
| | 平成20年10月 ラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社出向 代表取締役社長 <u>就任</u> (現任) |

5. 別紙10 ページ 第3号議案 監督役員2名選任の件 候補者略歴

【訂正前】

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|-------|--|---|
| 1 | まつ まる ひろ ゆき 松 丸 洋 行 (昭和 39 年 3 月 14 日) | 昭和63年10月 太田昭和監査法人(現:新日本有限責任監査法人) 入所 平成3年3月 公認会計士登録 平成4年9月 有限会社原木中山ゴルフセンター 監査役就任(現任) 平成4年11月 センチュリー監査法人(現:新日本有限責任監査法人) 入所 平成15年5月 税理士登録 平成15年7月 クリア会計事務所開業 平成17年2月 有限会社クリア会計事務所 取締役就任(現任) 平成17年4月 イーアセット投資法人(現:ラサール ジャパン投資法人) 監督役員就任(現任) 現在に至る |
| 2 | ふじ い かず のり 藤 井 和 典 (昭和 36 年 9 月 28 日) | 昭和60年4月 住友商事株式会社 入社 平成17年4月 司法研修所 平成18年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 成和共同法律事務所(現:成和明哲法律事務所) 入所 平成20年1月 イーアセット投資法人(現:ラサール ジャパン投資法人) 監督役員就任(現任) 現在に至る |

【訂正後】

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|-------|--|--|
| 1 | まつ まる ひろ ゆき 松 丸 洋 行 (昭和 39 年 3 月 14 日) | 昭和63年10月 太田昭和監査法人(現:新日本有限責任監査法人) 入所 平成3年3月 公認会計士登録 平成4年9月 有限会社原木中山ゴルフセンター 監査役就任(現任) 平成4年11月 センチュリー監査法人(現:新日本有限責任監査法人) 入所 平成15年5月 税理士登録 平成15年7月 クリア会計事務所開業 平成17年2月 有限会社クリア会計事務所 取締役就任(現任) 平成17年4月 イーアセット投資法人(現:ラサール ジャパン投資法人) 監督役員就任(現任) |
| 2 | ふじ い かず のり 藤 井 和 典 (昭和 36 年 9 月 28 日) | 昭和60年4月 住友商事株式会社 入社 平成17年4月 司法研修所 平成18年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 成和共同法律事務所(現:成和明哲法律事務所) 入所 平成20年1月 イーアセット投資法人(現:ラサール ジャパン投資法人) 監督役員就任(現任) |

6. 別紙10 ページ 参考事項

【訂正前】

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第13条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

【訂正後】

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第13条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.lasalle-jreit.com/>